

長岡京市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例

長岡京市公共下水道使用料徴収条例（昭和 5 4 年長岡京市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（使用料の前納）</u> <u>第 5 条 市長は、臨時的な排水による公共下水道の使用その他の理由により必要があると認めたときは、公共下水道の使用の申込みの際、別に定める使用料を前納させることができる。</u> <u>2 前項の規定により前納した使用料は、公共下水道一時使用の廃止等の届出があつた後に精算する。ただし、公共下水道一時使用の廃止等の届出がない場合は、市長が使用中止の状態にあると認めたときにこれを精算する。</u>	<u>（臨時使用料の前納）</u> <u>第 5 条 工事その他の理由により公共下水道を一時使用する者は、公共下水道の使用申込みのときに市長が算定する使用期間中の料金概算額（以下「前納金」という。）を納付しなければならない。</u> <u>2 前項の前納金の納付後において汚水排除量が著しく多い場合は、市長は前納金を増額して追加納付させるものとする。</u> <u>3 前各項の前納金は、公共下水道一時使用の廃止等の届出があつた後に清算し、過不足のあるときは還付又は追徴する。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長岡京市公共下水道使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた使用の申込みに係る使用料から適用し、同日前に受け付けた使用の申込みに係る使用料については、なお従前の例による。